

JR東海労ニュース

No.1785

2012年12月18日

JR東海労働組合

雇用 どこまで差別すれば気が済むのか！賃金 希望者全員を差別なく雇用せよ！

これが世界に冠たるJR東海のやることか？！
経過措置は認められている！16万は年金支給額より大きい額だ問題ない！

会社は12月13日、本部に対し「専任社員の労働条件の変更」として、基本給額16万円の「専任V」なる区分の新設を含む提案を行いました。

「専任V」の基本給額はこれまでの「専任I」と同額ですが、現在雇用されている専任社員には、在職老齢年金の一部が支給されています。しかし、来年4月以降は年金支給年齢が段階的に引き上げられるため、「専任I」「専任II」では、年金の一部補填として基本給額が2千円から2万円引き上げられます。

一方、「専任V」は年金支給年齢までしか雇用されず、定年時に主任であっても基本給額は16万円で役付手当もありません。時給にすると日勤者で1,044円とパート並みです。65歳まで雇用されても賃金差別が続くのです。このように理不尽な差別がまかり通ろうとしていることを、あなたは許せますか？

もしあなたが「専任V」とされれば、収入は16万円の基本給等の他には僅かな公的給付しかありません。しかも「専任V」への指定は、これまで専任社員に雇用しない条件と同様の懲戒処分やボーナスカットの回数等を基準としており、会社の恣意的なボーナスカットが続けば、「専任V」に落とし込められることが十分考えられます。

新たな差別の温床である「専任V」の撤回を求め、差別のない職場づくりのため共に闘いましょう！

「専任V」の賃金は時給にすればパート並！
日勤1044円！乗務員1119円

収入イメージ（定年時に主任職だった場合）

現行	専任社員賃金	年金と他の公的給付
1953年度以降生まれの専任社員	専任社員賃金	公的給付
専任社員V	専任社員賃金	公的給付

※年金支給年齢まで雇用、その後は雇用しない